

令和6年 第6回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

11月28日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程

令和 6 年 第 6 回 美 瑛 町 議 会 臨 時 会

令和 6 年 1 1 月 2 8 日 午 前 9 時 3 0 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 （認定第 1 号） 令和 5 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 5 （認定第 2 号） 令和 5 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 6 （認定第 3 号） 令和 5 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 7 （認定第 4 号） 令和 5 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 8 （認定第 5 号） 令和 5 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 9 （認定第 6 号） 令和 5 年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 0 （認定第 7 号） 令和 5 年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 1 （認定第 8 号） 令和 5 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 2 議案第 1 号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 2 号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 3 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 5 発議第 1 号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につ
いて
- 第 1 6 議案第 4 号 専決処分について
- 第 1 7 議案第 5 号 専決処分について
- 第 1 8 議案第 6 号 令和 6 年度美瑛町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 1 9 議案第 7 号 令和 6 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

- 第 2 0 議案第 8 号 令和 6 年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 報告第 1 号 専決処分について

○出席議員（13名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	吉 川 智 巳 君
会 計 管 理 者		今 野 聖 貴 君
総 務 課 長		新 村 猛 君
まちづくり推進課長		観 音 太 郎 君
地域みらい創造室長		大 庭 路 世 君
税 務 課 長		岩 佐 和 男 君
住 民 生 活 課 長		庄 司 篤 史 君
保 健 福 祉 課 長		鎌 田 静 香 君
子ども・子育て支援室長		谷 口 雄 二 君
商工観光交流課長		高 島 和 浩 君
文化スポーツ課長		才 川 健 一 君
ジオパーク推進室長		長 野 克 哉 君
農 林 課		平 間 克 哉 君
建 設 水 道 課 長		今 瀧 毅 君
水 道 整 備 室 長		石 崎 智 大 君
町立病院事務局長		才 川 育 世 君
総務課課長補佐		柴 田 崇 史 君
総務課課長補佐		餌 取 良 君
教 育 長		鈴 木 貴 久 君
管 理 課 長		鈴 木 誠 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農業委員会事務局長		栗 原 行 可 君
農業委員会会長		只 野 透 君
代 表 監 査 委 員		大 西 宣 充 君

○書記

事務局長 梶原 祐治 君
次長 竹本 匡志 君

開会挨拶

○議長（野村祐司議員） おはようございます。令和6年度第6回臨時会、開議にあたりご挨拶を申し上げます。

師走を間近にいよいよ控えました。慌ただしい、この頃であります。ご参集誠にありがとうございます。本日の臨時会は、条例改正及び発議、令和6年度一般会計ほか2会計の補正予算の審議でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。なお、発言につきましては、会議規則第54条に従い、全て簡明に行うこととしておりまして、全て議長の許可を得るということになっておりますので、よろしくお願ひし、ご審議のほどお願ひ申し上げまして、開議の挨拶といたします。よろしくお願ひします。

開会及び開議宣告

○議長（野村祐司議員） ただいまから令和6年第6回美瑛町臨時会を開催し、美瑛町議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人です。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（野村祐司議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴の方も一緒にご起立をお願いいたします。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（野村祐司議員） 角和町長から本臨時会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆様おはようございます。令和6年度美瑛町議会第6回臨時会、議員皆様のご出席のもと開催を頂きまして、誠にありがとうございます。また、日頃より町行政に対

しましてご指導を賜っておりますこと、心より御礼を申し上げます。

本臨時会にご提案を申し上げます案件につきましては議案8件、報告1件となっております。案件としては少のうございますけれども、例年どおり、例年この時期の議会でございますけれども、人勸に基づきます条例の改正でございますとか関連する補正予算などとなっているところでございます。いずれも重要な案件ばかりとなっておりますので、慎重なるご審議を賜りまして、お認め頂きますよう心よりお願いを申し上げます、冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、1番武田信玄議員と12番山本賢一議員を指名いたします。

諸般の報告

○議長（野村祐司議員） これから諸般の報告を行います。

○事務局長（梶原祐治君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

以上であります。

○議長（野村祐司議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（野村祐司議員） 日程第2、本臨時会の議会運営について、保田仁議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

5番、保田議員。

（議会運営委員会委員長 保田 仁君 登壇）

○議会運営委員長（保田 仁議員）

（報告書の朗読を省略する）

以上、報告いたします。

○議長（野村祐司議員） これで議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長（野村祐司議員） 日程第3、会期の決定について決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日に決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定をいたしました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長（野村祐司議員） 角和町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、行政報告を申し上げます。資料を配付済みのことと存じますので、ご高覧のほどお願いを申し上げます。5点につきましてご報告を申し上げます。

1点目、全国市町村教育委員会連合会功労者表彰につきまして。受賞者におかれましては、二ツ川越子様は10月10日地方教育行政功労者表彰を文部科学省において伝達を受けられたところでございます。二ツ川様におかれましては、平成15年10月から美瑛町教育委員会委員に就任され、20年にわたり、その間、教育長職務代理等をお務めになりました。一貫して、地域と連携した学校経営の素地をつくられ、常に子どもたちが安心して学習を受けられるよう、小中学校の環境整備にご尽力を頂いたところでございます。二ツ川様、誠にありがとうございます。

2点目につきましては学校給食への食材の寄贈についてでございます。2点ございまして、1点目寄贈者におかれましては、美瑛町農業協同組合代表理事組合長江花秀一様、もう1点目は、レストラン、町内のレストラン、歩人、岡孝圭様でございます。農協様から、美瑛米ななつぼし、ゆめちからパン、歩人様からは、ソーセージを記載の分、頂いたところでございます。農業ですとか食の重要さは言うて余り有るところでございまして、食育の面からも、大変貴重な寄附を頂いたと思っております。大変ありがとうございました。

3点目、びえいdeハロウインの開催につきまして。10月27日、ラヴニール前広場におきまして約600人の参加で行った行われたところでございます。

4点目のふるさと会東京びえい会総会懇親会につきましても、11月9日、東京都内で過去

最多となります170名の参加のもと開かれたところでございます。ともに、多くの方でにぎわいを見せていただきまして、関係を頂きました各皆様に感謝を申し上げるところでございます。

5点目、旭川市内における、高病原性鳥インフルエンザの発生についてでございます。報道等でご存じのとおり、11月12日旭川市内の農場において発生が確認されました。美瑛町におきましては町内の農場一戸が搬出制限区域内にあると、該当になったところの影響が出たところでございます。これを受けまして美瑛町といたしましては、11月12日に町の防災備品の貸出しなどを行いましたほか、11月14日につきましては、町職員も防疫作業への応援協力ということで2名を派遣をいたしましたところでございます。予定によりますと、11月28日本日、北海道による搬出制限区域の解除がなされ、消毒ポイントの撤去がなされる予定と伺っているところでございます。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） これで行政報告を終わります。

-
- | | | |
|------|---------|-----------------------------------|
| 第 4 | （認定第1号） | 令和5年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 5 | （認定第2号） | 令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 6 | （認定第3号） | 令和5年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 7 | （認定第4号） | 令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | （認定第5号） | 令和5年度美瑛町水道事業会計決算の認定について |
| 第 9 | （認定第6号） | 令和5年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定について |
| 第 10 | （認定第7号） | 令和5年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定について |
| 第 11 | （認定第8号） | 令和5年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について |
-

○議長（野村祐司議員） 日程第4、（認定第1号）、令和5年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第5、（認定第2号）、令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第6、（認定第3号）、令和5年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第7、（認定第4号）、令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第8、（認定第5号）、令和5年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件、日程第9、（認定第6号）、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定についての件、日程第10、（認定第7号）、令和5年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定についての件及び日程第11、（認定第8号）、令和5年度美瑛町町

立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第8号までについて、令和6年度美瑛町議会決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

桑谷委員長。

(令和6年度決算審査特別委員会委員長 桑谷 覺君 登壇)

○決算審査特別委員会委員長(桑谷 覺議員) おはようございます。朗読をもって報告いたします。

(報告書の朗読を省略する)

以上です。よろしくお願いします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。お諮りします。認定第1号から認定第8号までの質疑は一括行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、(認定第1号)から認定第8号までの質疑は一括行うことに決定をいたしました。

それでは(認定第1号)から(認定第8号)までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、(認定第1号)から(認定第8号)までについての質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、(認定第1号)についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第1号)についての討論を終わります。

次に、(認定第2号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、(認定第2号)についての討論を終わります。

次に、(認定第3号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第3号)についての討論を終わります。

次に、(認定第4号)について討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第4号)についての討論を終わります。

次に、(認定第5号)について討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第5号)についての討論を終わります。

次に、(認定第6号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第6号)についての討論を終わります。

次に、(認定第7号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第7号)についての討論を終わります。

次に、(認定第8号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、(認定第8号)についての討論を終わります。

これから日程第4、(認定第1号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第1号)、令和5年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第1号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、(認定第2号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第2号)、令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第2号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、(認定第3号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第3号)、令和5年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第3号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、(認定第4号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第4号)、令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第4号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、(認定第8号)、失礼しました。日程第8、(認定第5号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第5号)、令和5年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(「はい」の声)

挙手多数であります。したがって、(認定第5号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、(認定第6号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第6号)、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第6号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第10、(認定第7号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第7号)、令和5年度美瑛町水力発電事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第7号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、(認定第8号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第8号)、令和5年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第8号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第1号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第2号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第3号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第12、議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件、日程第13、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する

る条例の一部改正についての件及び日程第14、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を一括議題といたします。

議案第1号から議案第3号までについて、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は1頁、改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の1頁から3頁までになります。

今回の美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正は、本年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、特別職の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊資料によりご説明いたします。別冊資料の1頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由のとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、民間の支給割合との較差を基に改定するもので、特別職の期末手当を、0.10月分引き上げ、現行の4.50月分から4.60月分とするものです。

表につきましては、第1条の改正では、令和6年度においては、期末手当の6月期分はすでに支給済であることから、12月期で現行の支給割合に0.10月分を追加し、12月期の支給割合を100分の235とするものです。

第2条の改正では、令和7年度以降にあつては、6月期、12月期ともに支給割合を100分の230とするものです。

3の施行期日ですが、第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行となります。

2頁及び3頁の新旧対照表のご説明は、省略いたします。資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。

議案集の1頁の附則からになります。

(附則の朗読を省略する)

以上で、議案第1号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は2頁、改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の4頁から6頁までになります。

今回の美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正は、議案第1号と同様に本年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、教育委員会教育長の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。改正内容につきましても議案第1号と同様に、期末手当において、民間の支給割合との較差を基に期末手当の支給月数を0.10月分引き上げ、現行の4.50月分から4.60月分とするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略いたします。附則からになります。

(附則の朗読を省略する)

以上で、議案第2号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) 次に、議案第3号についての説明を求めます。

(「はい」の声)

○総務課長(新村 猛君) 続きまして、議案第3号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は3頁から19頁まで、改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の7頁から36頁までになります。

今回の美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正は、議案第1号、議案第2号と同様に、人事院勧告における給与勧告に準拠し、民間給与との較差等に基づき給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、別冊資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊資料によりご説明いたします。別冊資料の7頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由のとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、主に3点の改正内容となっており、1点目の改正は、民間給与との較差等を基に、若年層に重点を置きながら、給料表の水準を平均改定率で3.0%引き上げるもので、行政職給料表並びに医療職給料表(一)及び(二)の改正となります。

2点目の改正は、民間における同種手当の支給額との較差を基に、寒冷地手当を月額11.3%引き上げるものです。

表につきましては、世帯主である職員で、扶養親族ありは、月額3,020円増の29,400円、扶養親族なしは、月額1,620円増の16,200円、その他の職員は、月額1,160円増の11,500円とするものです。

3点目の改正は、期末手当・勤勉手当の改正で、民間との支給較差を基に改定するもので、

期末勤勉手当を合わせて0.10月分引き上げ、現行の4.50月分から4.60月分とするものです。

8頁になります。表につきましては、第1条で令和6年度においては、期末勤勉手当の6月期分はすでに支給済であることから、12月期の期末勤勉手当において、現行の支給割合にそれぞれ0.05月分を追加し、12月期の支給割合を期末手当は100分の127.5、勤勉手当は100分の107.5とするものです。

また、第2条において、令和7年度以降にあっては、6月期、12月期ともに支給割合を期末手当は100分の125、勤勉手当は100分の105とするものです。

定年前再任用短時間勤務職員につきましては、期末勤勉手当を合わせて、0.05月分引き上げ、現行の2.35月分から2.40月分とするものです。

表につきましては、第1条で令和6年度においては、期末勤勉手当の6月期分はすでに支給済であることから、12月期の期末勤勉手当において、現行の支給割合にそれぞれ0.025月分を追加し、12月期の支給割合を期末手当は100分の71.25、勤勉手当は100分の51.25とするものです。

また、第2条において、令和7年度以降にあっては、6月期、12月期ともに支給割合を期末手当は100分の70、勤勉手当は100分の50とするものです。

3の施行期日ですが、第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行となります。

9頁から36頁までの新旧対照表のご説明は、省略いたします。資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。議案集の19頁の附則からになります。

(附則の朗読を省略する)

以下、附則第2項から附則第4項までの朗読は、省略いたします。

以上で、議案第3号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。初めに、3案件に関連する事項について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第1号について質疑を行います。議案集の1頁、改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第1号についての質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑を行います。議案集の2頁、改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第2号についての質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑を行います。議案集の3頁から19頁まで、改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 7番白石です。よろしくお願ひいたします。一つだけ教えていただきたいんですが、議案集の19頁の適用除外のところに、会計年度任用職員は、途中省略しますが、文書を省略します。適用しないと書いてあるんですが、職員と同等の仕事をしてる人も中にはいらっしやると聞いてるんですが、物価高騰の折、この適用しない何か何らかの、検討はされているのかどうかをお尋ねします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 会計年度の任用職員ですね方々の給与等の処遇につきましては、今作業等を進めているのは12月の議会において、今回の人事院勧告に基づく、給料表の改定、それから、勤勉手当の部分につきましても、今後ですねそういった部分を含めた、処遇改善等を含めて、今検討作業をですね、進めているというところでございます。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。以上で3案件についての質疑を終わります。

これから討論及び採決を行います。討論及び採決については、1件ずつ進めていきます。はじめに、議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第13号の件を採決します。議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第1号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

○議長(野村祐司議員) 日程第15、発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

5番、保田仁議員。

(5番 保田 仁議員 登壇)

○5番(保田 仁議員) 朗読をもって提案をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以上、発議をいたします。よろしくお願ひします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、発議第1号の件を採決します。発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第4号 専決処分について

○議長(野村祐司議員) 日程第16、議案第4号の件、失礼しました。議案第4号、専決処分についての承認を求める件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第4号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、20頁から26頁までになります。

今回の専決処分は、令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第4号)について、令和6年10月9日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し、承認をお願いするものです。

専決した補正の内容は、10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に伴う費用の追加です。

はじめに、議案を朗読し、その後、内容をご説明いたします。議案集の20頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、補正予算条文を朗読いたします。議案集の21頁になります。

(条文の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案集の25頁になります。歳出、第2款総務費、第4項選挙費、第2目衆議院議員選挙費、補正額990万円の追加。衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う執行費用の追加です。

次に、歳入について、ご説明いたします。議案集の23頁になります。歳入、第14款国庫支出金、第3項国庫委託金、第1目総務費委託金、補正額740万円の追加。

衆議院議員選挙委託金の追加です。第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額250万円の追加、前年度繰越金の追加です。

22頁の第1表歳入歳出予算補正についてのご説明は省略いたします。

以上で、議案第4号のご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村祐司議員） これから討論を行います。議案集の20頁。これから質疑を行います。議案集の20頁から26頁まで。議案第4号本文と令和6年度美瑛町一般会計補正予算（第4号）の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） おはようございます。6番、青田でございます。よろしくお願いたします。2款4項2目、衆議院議員選挙費、説明欄（1）番衆議院議員選挙事業について伺います。美瑛町史ですね、ちょっと数字拾ってきました。それで、今回の第50回衆議院議員選挙、こちらのですね、投票率がこちらのホームページ拾ったんです。62.52%、ということで、過去最低と。ピークは昭和55年6月22日の第36回衆議院議員選挙の87.2%で、それ以降70%台で推移しながら、平成の後期からですね、やはりこの60%代に落ちて、それで今回、国においては平成26年12月14日、第47回の衆議院議員選挙が、52.86%ということで、ここが過去最低となっております。50回目は国においては過去3番目ということで推移しているんですけども、今回の62.52%というのは、恐らく戦後、本町の選挙事務に選挙においてですね、過去最低を記録しているということで、選挙やはり民主主義の根幹であってですね、本当にこれ投票率を上げていくことは大事なことだと思ってるんですけども、町においてですね、自治体においては、例えば、親子で投票に行くと、そういう選挙に行ったというその記録証、証書を発行する自治体があったりだとか、子どもを使って何て言うんすかね。明るい選挙、そういう運動過去もあったかと思うんですけども、要は投票率を上げる施策というのが行われているようです。それで今回ですね、この投票が史上最低であると、恐らく史上最低です。平成においては間違いなく最低の投票率になっておりますので、どうぞ、まずどのような受け止められているのか伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 新村総務課長。

○総務課長（新村 猛君） 今、青田議員ご指摘のとおりですね、今回の国政選挙の投票率は62.5%ということで、3年前の前回と比べましても約3%落ちているということで、この選挙総体で言いますと国政のみならず地方選においてもですね、徐々に徐々に投票率が下がってきているという傾向が見えております。そういった中で、当然、地道なですね、そういった啓発活動、こういったものは選管主体にですね、進めておりますし進めていく必要、これらもですね当然そういった地道な活動はあるんですけども、例えばですね、今、議員、例示等もしていただきましたけども、主権者教育ですねこういった部分も含めたですね若年層への投票へ

のですね呼びかけですとか、そういったところ、あるいは一方で高齢化が進んでおりますので、例えばそういった中で例えば、投票所へのですね移動支援ですとか、あるいは期日前投票所のですね増設だとかですね、いろいろ課題等あるんですけども、そういった部分、全国的に先例等も出てきておりますので、そういったものを参考にしながらですね、選挙管理委員会の中でしっかりですね、検討していきたいという風には、今回も含めてですね捉えております。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第4号の件を採決します。議案第4号、専決処分について承認を求める件を承認することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は承認することに決定をいたしました。

日程第17 議案第5号 専決処分について

○議長（野村祐司議員） 日程第17、議案第5号、専決処分について承認を求める件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第5号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、27頁から33頁までになります。

今回の専決処分は、令和6年度美瑛町一般会計補正予算（第5号）について、令和6年10月10日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し、承認をお願いするものです。

専決した補正の内容は、令和6年度固定資産税の課税について、行政不服審査法に基づく審査請求があったことから、審査に伴う行政不服審査会及び審理員に関する費用の追加です。

はじめに、議案を朗読し、その後、内容をご説明いたします。議案集の27頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、補正予算条文を朗読いたします。議案集の28頁になります。

(条文の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案集の32頁になります。歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額30万円の追加。行政不服審査法に基づく審査請求に伴う行政不服審査会及び審理員に関する費用の追加です。

次に、歳入について、ご説明いたします。議案集の30頁になります。歳入、第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額30万円の追加。前年度繰越金の追加です。

29頁の第1表歳入歳出予算補正についてのご説明は省略いたします。

以上で、議案第5号のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。議案集の27頁から33頁まで、議案第5号本文と令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第5号)の条文及び第1表歳入歳出補正予算並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、次に進みます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を行います。

これから日程第17、議案第5号の件を採決します。議案第5号、専決処分について承認を求める件を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は承認することに決定をいたしました。

日程第18 議案第6号 令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第6号)について

日程第19 議案第7号 令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第20 議案第8号 令和6年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第1号)について

○議長(野村祐司議員) 日程第18、議案第6号、令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第6号)についての件、日程第19、議案第7号、令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算(第2号)についての件及び日程第20、議案第8号、令和6年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第1号)についての件を一括議題といたします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。初めに、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第6号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、34頁から39頁までになります。

今回の補正の主なものは、給与改定に伴う職員給料及び職員手当の追加などです。

はじめに、議案条文を朗読し、その後、内容をご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案集の38頁になります。歳出、第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、補正額31万9,000円の追加。令和6年度人事院勧告に準拠する、議員期末手当の改定に伴う議員手当の追加です。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額1,624万9,000円の追加。令和6年度人事院勧告に準拠する給与改定に伴う職員給料、手当及びそれに伴う退職手当組合負担金の追加です。

第6款農林水産業費、第2項耕地費、第3目基幹水利施設管理費、補正額13万2,000円の追加。令和6年度人事院勧告に準拠する給与改定に伴う職員給料及び手当の追加です。

次に、歳入について、ご説明いたします。議案集の36頁になります。歳入、第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第3目農林水産業費負担金、補正額4万4,000円の追加。事業費増に伴う負担金の追加です。

第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額1,665万6,000円の追加。令和5年度の繰越金は、2億7,924万円で、今回の追加補正後の繰越金計上額は、1億2,078万7,000円で、財源留保額は、1億5,845万3千円となります。

35頁の第1表歳入歳出予算補正についてのご説明は省略いたします。

以上で、議案第6号のご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(野村祐司議員) 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

石崎水道整備室長。

(水道整備室長 石崎 智大君 登壇)

○水道整備室長(石崎智大君) 議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は40頁、41頁でございます。

今回の補正の主な内容は、水沢配水地の通信回線の故障に伴う更新工事の追加をお願いするものでございます。

はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は41頁です。資本的支出、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正額400万4,000円の追加です。水沢配水地通信回線更新工事の追加です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億4,529万2,000円は過年度分損益勘定留保資金2億4,529万2,000円で補填するものとする。

以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 水道整備室長はそのまま演壇でお願いします。

次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

○水道整備室長（石崎智大君） 議案第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は42頁、43頁でございます。

今回の補正の主な内容は、人事院勧告における給与改定及び期末勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の追加をお願いするものでございます。

初めに議案条文を朗読し、その後補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は42頁です。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和6年度美瑛町水力発電事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は43頁です。収益的支出、支出、第1款電気事業費用、第1項営業費用、補正額11万6,000円の追加です。給与改定及び期末勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の追加です。以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村祐司議員） これで3案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。初めに、3案件に関連する事項について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第6号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興梠委員。

（4番 興梠 勝也議員 登壇）

○4番（興梠勝也議員） 4番、興梠です。今回の一般会計補正予算の中で、全体的にプレミアム商品券の予算計上がなく、前回、今年商工会から町長へ、じかに今年6月にじかに要望が出ていたと出ていたはずなのですが、今年はおさないというこの予算計上の意思表示されている

ので、これについて年内に出さないということになった至った考え方について、年内出せない理由というものをお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 総括質疑についてお答えをいたします。議案に計上されていないものに対するご質問でございますので非常にお答えしにくいところがございます。

まず、国の臨時国会、本日招集あったと思いますけれども、その中で国民生活に関わります経済対策あるいは、生活困窮者に対する支援策等々がこれから議論始まりまして、その補正予算、国における補正予算の動向を今見極めているところでございます。国の動向に基づきまして財源が地方のほうに配分されるんでありましたら、それをもとに、地方といたしまして自治体といたしましての支援策を講じてまいりたいと考えているところでございます。町内の経済状況等々も常に監視注視をしているところでございます。プレミアム商品券につきましては、今臨時会におきましてはご覧のとおり、議案の中に含まれてございません。必要性につきまして、引き続き考慮検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。いや、これ実際に要望が出ているものなんです。町の中から、これに対しては足元をきちんと見ていない部分というものもあるのかなと思うんですけども、これ物価高、高止まりが続く中で、町長確か、その時にばらまきは好きじゃないっていう言い方をされたという風に聞いてるんですけども、こればらまきっていうのはどこに対するばらまきのことを言ってるのか分からないんですけども、これ消費者消費者救済対策にもなる話なんで、これそして前回聞いたときに要望があれば考えるっていう風に私、前に質問したときにおっしゃったので、どのように考えられたのかというのをもう一度お伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 町内、各団体からのご要望というのは非常に多岐にわたるものがご指摘の点のみならず、大変多くのものがございます。そしてそのご要望全てをお認めする、それに対して、実施していくということが、財源面でもできないことはご理解頂いていると思っております。頂いています、ご要望の内容を精査する中で、必要と判断させていただいたものについて、今後実施をさせていただきたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) いや、そしたら要望の予算の反映のさせ方というものの考え方をもう

一度お伺いすると、もう1点、今後これから予算計上する予定、プレミアム商品券について予算計上する予定があるのかどうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 予算編成につきましては、町民の皆様からの様々な形でのご要望あるいは意見交換会などを通じて、様々なルートを通して町民の皆様の意見の把握をさせていただき、そのご意見に基づきまして、予算の編成を進めているところでございます。もちろん、役場各担当課、それぞれがそれぞれの仕事の中で持っているものを事業の中で、予算編成というものもございすけれども、町民意見につきましてはご丁寧に様々なルートを通じて把握をさせていただいているところでございます。プレミアム商品券につきましては、今、臨時会におきましては、提案をしてございません。今後につきましては、その必要性について今検討している最中でございます。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集の38頁及び39頁、初めに令和6年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出全款についての質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の36頁及び37頁、令和6年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算書事項別明細書の歳入全款についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

これで、次に進みます。議案集の34頁及び35頁、令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第6号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑を行います。議案集の40頁及び41頁、令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算(第2号)の条文並びに補正予算説明全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案第 8 号について質疑を行います。議案集の 4 2 頁及び 4 3 頁、令和 6 年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第 1 号）の条文並びに補正予算説明全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第 8 号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、議案第 6 号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第 6 号についての討論を終わります。

次に、議案第 7 号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第 7 号についての討論を終わります。

次に、議案第 8 号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第 8 号についての討論を終わります。

これから日程第 1 8、議案第 6 号の件を採決します。議案第 6 号、令和 6 年度美瑛町一般会計補正予算（第 6 号）についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって議案第 6 号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 1 9、議案第 7 号の件を採決します。議案第 7 号、令和 6 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 2 号）についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であり、したがって、議案第 7 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 0、議案第 8 号の件を採決します。議案第 8 号、令和 6 年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第 1 号）についての件を原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第 8 号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 報告第 1 号 専決処分について

○議長（野村祐司議員） 日程第 2 1、報告第 1 号、専決処分についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

庄司住民生活課長。

(住民生活課長 庄司篤史君 登壇)

○住民生活課長(庄司篤史君) 報告第1号専決処分についてご説明申し上げます。議案集は44頁になります。

令和6年、第4回議会定例会において請負契約の議決を頂いた北町団地2-2号棟建設工事は、杭工事における地盤支持層までの深度、深さの変更とそれに伴う杭等処理による廃棄物の捨場料金の追加に伴い、設計変更を行い契約金額が変更となったことから、11月1日に、美瑛町長の専決処分事項指定について第3項の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会へ報告するものです。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告これをもって報告を終わります。

閉会宣告

○議長(野村祐司議員) これをもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。令和6年第6回美瑛町議会臨時会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長(野村祐司議員) 閉会にあたりご挨拶を申し上げます。本臨時会、各議員からもそれぞれ承認を願ったところがございます。いずれの案件も町民生活に密接につながる案件でありますので、今後の確実な行政推進をお願いをするところがございます。慎重な審議にお礼を申し上げます。閉会といたします。これにて散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

午前10時42分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年12月6日

美瑛町議会 議長 野村 祐司

議員 武田 信玄

議員 山本 賢一